

「大阪公立大学医学部附属病院清掃業務委託」の契約に係る
総合評価一般競争入札（対面方式）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が対面方式により行う「大阪公立大学医学部附属病院清掃業務委託」の契約に係る総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）において、関係業者の入札参加意欲及び受注意欲を反映するとともに、談合根絶・不祥事防止を目指し、さらなる客観性・競争性、公平性、透明性の向上を図るため、公立大学法人大阪会計規程第43条の規定に基づく総合評価一般競争入札を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（総合評価一般競争入札）

第1条の2 公立大学法人大阪契約事務取扱規程第11条第1項及び第2項の規定に基づき、「大阪公立大学医学部附属病院清掃業務委託」にとって最適な者を選定するため、入札金額の評価と当該業務委託に関する企画提案書等の内容を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札を行う。落札者決定基準は別に定める。

（実施対象）

第2条 対象とする入札案件は、予定価格が1,000万円以上の契約とする。ただし、公立大学法人大阪理事長（以下「理事長」という。）が必要と認めるものを除く。

（入札案件の公告及びその方法）

第3条 理事長は、入札に関する情報を公告する。

2 前項の公告の方法は、理事長がインターネットの利用により入札説明書を掲載することにより行う。ただし、天災その他やむを得ない事情でインターネットの利用によることができないときは、法人の掲示板に掲示してその掲載に代えることができる。

（公告する事項）

第4条 入札案件の公告する内容は、公立大学法人大阪契約事務取扱規程第3条第1項の規定による。

（入札の参加）

第5条 総合評価一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申請をしなければならない。

(入札参加申請の要件)

第6条 総合評価一般競争入札の参加申請を行える者の要件は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 入札案件ごとに定める大阪府競争入札参加資格者名簿に登載されていること。なお、必要な登載項目については、入札公告に示すものとする。
- (2) 総合評価一般競争入札の参加申請の日において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること
 - ア 公立大学法人大阪入札参加停止要綱（以下「停止要綱」という。）に基づく入札参加停止措置を受けている者
 - イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
 - ウ 公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当する者
- (3) 前各号に定めるほか、入札案件ごとに定める条件を満たすこと。

(入札参加申請の方法)

第7条 総合評価一般競争入札の参加申請の方法は、公立大学法人大阪ホームページ又は大阪公立大学医学部附属病院ホームページ（以下「ホームページ」という。）から大阪公立大学医学部附属病院清掃業務委託の総合評価一般競争入札参加申請書（以下「総合評価一般競争入札参加申請書」という。）をダウンロードし、必要事項を記載し、入札公告において示した日時までに提出場所へ持参又は郵送することにより行う。なお、郵送する場合は、必ず「一般書留」又は「簡易書留」のどちらかの方法によるものとする。

- 2 前項により入札参加申請した者が、入札参加申請の取消しを行なう場合は、入札参加辞退(申請取下げ)届を総合評価一般競争入札参加申請書を提出した場所まで持参又は郵送することにより行うことができる。なお、入札参加申請の取消しができる期間は、入札参加申請の日から入札日までとする。ただし、入札の完了後は辞退することができない。

(入札参加資格の確認通知)

第8条 理事長は、第5条による入札参加申請をした者が第6条の入札参加申請の要件を具備しているかを確認し、当該要件を具備している者に入札参加資格確認通知書を発行する。なお、当該要件を具備していない者には、参加できない理由を付して通知するものとする。

(入札参加の要件)

第9条 総合評価一般競争入札に参加する者の要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条の入札参加資格確認通知書を受けた者であること。
- (2) 総合評価一般競争入札の参加申請を完了した日から落札決定の日までの期間に、停

止要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

- (3) 総合評価一般競争入札の参加申請を完了した日から落札決定の日までの期間に、大阪府入札参加停止要綱および大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 総合評価一般競争入札の参加申請を完了した日から落札決定の日までの期間に、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当しない者であること。

(入札説明書及び仕様書に対する質問)

第10条 入札説明書に質問がある場合は、入札公告で示す契約担当課まで問い合わせることができる。

- 2 仕様書等に質問がある場合は、指定された期間内に仕様書等に対する質問書を提出することができる。
- 3 仕様書等に対する質問書は、案件ごとに提出するものとする。なお、質問書は、電子メールにより受付するものとし、それ以外によることは認めない。電子メールの送付先は、入札公告に記載し、公表する。
- 4 前項の質問書の提出があった場合は、その質問のみを取りまとめて回答するものとする。
- 5 回答は、ホームページに掲載する。

(技術審査資料の提出及び審査)

第11条 公告した入札案件において、技術審査資料の届出が必要な場合は、技術審査資料届出書を第4条により公告する日時及び場所に提出しなければならない。なお、技術審査資料を前述の日時及び場所に提出しない者は当該入札案件への参加資格を失うものとする。

- 2 前項において提出された技術審査資料は、第4条により公告した仕様を満たしているか否かを審査し、採用し得ないと判定のあった者は、当該入札案件への参加資格を失うものとする。
- 3 提出された技術審査資料に不足又は不明瞭なものがある場合は、別途定める期日までに追加資料を求める場合がある。なお、これに応じない場合又は指定した期日までに提出しない者は当該入札案件への参加資格を失うものとする。

(入札方法)

第12条 入札はホームページに示す大阪公立大学医学部附属病院清掃業務委託に係る総合評価一般競争入札（対面方式）入札心得（以下「総合評価一般競争入札心得」という。）に基づき実施する。

2 前項に規定する総合評価一般競争入札心得の定め以外に必要な事項を定める必要があるときは、第4条により公告する事項において明らかにするものとする。

(入札の保留、延期または取り止め)

第12条の2 入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ入札の執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、入札の執行を保留、延期又は取り止める(以下「保留等」という。)ことができるものとする。

- (1) 天災地変等により郵便不着、遅延等の事由が発生したとき。
- (2) 入札の執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する有力な証拠をもって通報されたとき。
- (3) その他、法人がやむを得ない事由により入札の執行を保留等とすべきと判断したとき。

(調査の実施)

第12条の3 前条第1項第2号の規定により、入札を保留等にしたときは、必要に応じて調査を行うものとする。

2 前項の調査を実施することとなった場合、入札参加者は調査に協力しなければならない旨、入札説明書に明記するものとする。

(入札保証金)

第13条 入札保証金は、公立大学法人大阪契約事務取扱規程第4条により見積もる金額の100分の2以上とする。ただし同規程第5条に該当する場合は免除とする。

(入札参加資格の取り消し等)

第14条 総合評価一般競争入札参加申請書に虚偽の記載をした者は、公告した入札案件への参加資格を取り消すものとする。また、総合評価一般競争入札参加申請書に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

2 前項において、入札参加資格の取消しを受けた者又は無効の入札を行った者は、停止要綱に基づき指名停止を行う場合がある。

(入札参加申請書等における費用負担)

第15条 総合評価一般競争入札参加申請書、入札書及び企画提案書等の作成並びに提出に要する費用及び仕様書、入札書等の取得に要する費用等は、申請者又は閲覧者の負担とする。

(開札結果及び入札結果の公表)

第 16 条 開札後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者がいる場合は、速やかに開札結果を公表し、落札者決定後、入札結果及び審査結果を公表する。入札結果の公表に関する基準については、別に定める。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱の定めにより難しいときは、入札案件ごとに定めることができる。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 24 日から施行する。